

横浜市スポーツ医科学センター  
指定管理者 公募要項

平成27年6月

横浜市健康福祉局保健事業課

## <目次>

<b>1</b>	<b>指定管理者制度の趣旨</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>公募の概要</b>	<b>1</b>
	(1) 対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 指定管理者の公募及び選定	1
	(4) 問合せ先	1
<b>3</b>	<b>指定管理者が行う業務</b>	<b>2</b>
<b>4</b>	<b>センターの概要</b>	<b>2</b>
	(1) センターの設置目的	2
	(2) 目的達成の手段	2
	(3) 事業収支に関する事項	3
	(4) リスク分担の考え方	4
	(5) 業務実施上の留意事項	5
<b>5</b>	<b>公募及び選定に関する事項</b>	<b>10</b>
	(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール	11
	(2) 指定管理者の公募手続き	11
	(3) 審査・選定の手続きについて	12
	(4) 応募の手続きについて	14
	(5) 応募条件等について	16
<b>6</b>	<b>協定及び準備に関する事項</b>	<b>19</b>
	(1) 協定の締結	19
	(2) 協定の主な内容	19
	(3) 準備業務	19
	(4) 指定候補者の変更	20
	(5) 指定取消及び管理業務の停止	20
	(6) 鶴見川多目的遊水地について	21

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、平成28年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

横浜市スポーツ医科学センター（以下、随時「センター」と略します。）

### (2) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日（5年間）

### (3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市スポーツ医科学センター条例」に基づき公募を行い、「横浜市スポーツ医科学センター条例」に基づき設置される「横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中からセンターの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局保健事業課 スポーツ医科学センター担当（市庁舎7階）

電話 045 (671) 2451 Fax 045 (663) 4469

E-mail [kf-hokenjigyo@city.yokohama.jp](mailto:kf-hokenjigyo@city.yokohama.jp)

### 3 指定管理者が行う業務

横浜市スポーツ医科学センター条例第2条に規定する事業の実施に関すること。

(詳細は、以下を参照してください。)

### 4 センターの概要

#### (1) センターの設置目的

センターは、「スポーツを疾患の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツ振興及び競技選手の競技力の向上を図るため」に設置される施設です。(横浜市スポーツ医科学センター条例第1条)

#### (2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項の通りとなります。(詳細は、「業務の基準」を参照)

##### ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 総合受付
- (イ) スポーツプログラムサービスの提供
- (ウ) 外来診療及び医事業務
- (エ) 競技選手の競技力向上
- (オ) 指導者の養成・研修
- (カ) スポーツ医科学に関する情報収集・提供、広報及び研究
- (キ) センターの諸施設の提供
- (ク) 自主事業

##### イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 施設・設備機器の保守管理業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 什器・備品管理業務
- (エ) 保安警備業務
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) 廃棄物処理運搬業務
- (キ) 関係法令に則った点検業務

##### ウ その他の業務

- (ア) 急病、緊急時の対応

- (イ) 遺失物・拾得物の処置・保管業務
- (ウ) 事業計画、事業報告及び自己評価に関する業務
- (エ) 安全管理に関する取組み
- (オ) 個人情報の取扱い、情報公開に関する業務
- (カ) 市が実施する行事及び業務への協力
- (キ) 関係機関との連絡調整等
- (ク) その他

### (3) 経費等

#### ア 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります）。原則として、毎月ごとに指定管理経費を12分割した額を支払うことを想定していますが、支払い時期や方法等は協定において定めます。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

#### イ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円、年間合計1,500万円の範囲内で、指定管理者が負担します。1件あたり100万円、年間1,500万円を超える修繕については、横浜市の責任において対応します。

#### ウ 運営収入

- (ア) 利用料金収入・・・横浜市スポーツ医科学センター条例第13条で定める利用料金（スポーツプログラムサービス、スポーツ外来、施設貸出 等）
- (イ) 自主事業による収入
- (ウ) その他目的外使用に伴う収入 等

エ 維持管理運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理運営業務に伴う人件費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費、及びその他経費等が含まれます。

オ 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(4) リスク分担

指定期間における主なリスク分担については、次の表の通りとします。協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の考え方は以下のとおりです。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更	○		
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	

管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計)		100 万円	
			1500 万円	
利用者等への損 害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

#### (5) 業務実施上の留意事項

##### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

##### <主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (ウ) 横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月条例第59号）
- (エ) 横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則（平成9年12月規則第119号）
- (オ) 医療法（昭和23年7月法律第205号）
- (カ) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (キ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月条例第6号）

- (ク) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (ケ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (コ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化の推進対策に関する法令等）
- (サ) 市の計画・施策等
- (シ) その他関連する法規

#### イ センター及びセンターに附属する設備の維持保全及び管理について

センター及びセンターに附属する設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行うこととします。

他施設（日産スタジアム・日産ウォーターパーク）との共用部分の施設・設備についても、施設間で取り交わす覚書等に従い施設・設備の維持保全及び管理を行います。

#### (ア) センター及びセンターに附属する設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

#### (イ) センターの管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行うこととします。

#### ウ 業務の基準・評価について

#### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。



(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターに関する第三者評価は、専門性や施設特性を考慮して、健康福祉局保健事業課が設置する外部委員会による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については、指定開始から3年目に行うことを原則とします

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

エ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成17年2月横浜市条例第6号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成12年2月横浜市条例第2号)の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損

害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。

③指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、総務局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が定めた「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

センターは、現段階では本市防災計画等に位置づけがありませんが、今後位置づけられる可能性があり、その場合には「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求めることがあります。

また、現段階では、本市防災計画に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(カ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、毎年、指定管理者が市へ行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) 横浜市暴団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行（平成24年4月1日）に伴い、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発

注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ウ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる資料を提出していただく必要があります。

(エ) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(オ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(カ) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) 選定スケジュール

ア 公募のお知らせ	6月1日（月）
イ 公募要項の配布	6月1日（月）～7月1日（水）
ウ 現地見学会及び応募説明会	6月22日（月）午後3時～午後5時
エ 公募要項に関する質問受付	6月15日（月）～6月24日（水）
オ 公募要項に関する質問回答	6月29日（月）頃（予定）
カ 応募書類の受付期間	7月1日（水）～7月3日（金）
キ 審査・選定（面接審査実施）	7月31日（金）午後6時～午後9時
ク 選定結果の通知・公表	8月下旬
ケ 第4回市会定例会での議決	12月下旬
コ 指定管理者の指定	平成28年1月下旬予定
カ 指定管理者との協定の締結	平成28年3月下旬締結（予定）

(2) 公募手続について …見出しのカタカナ記号は、上記(1)の見出しに対応しています。

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、市健康福祉局のホームページに掲載し、お知らせします。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/ikagaku/ikagakubosyu.html>

イ 公募要項の配布

(ア) 配付期間：平成27年6月1日(月)から平成27年7月1日(水)

(土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで)

(イ) 配布場所：健康福祉局保健事業課

健康福祉局ホームページからもダウンロードができます。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/ikagaku/ikagakubosyu.html>

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。

当日は、公募要項、業務の基準等の資料は配布いたしませんので、横浜市健康福祉局のホームページから資料を印刷の上、お持ちください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：平成27年6月22日(月) 15時から17時まで

(イ) 開催場所：横浜市スポーツ医科学センター

港北区小机町3302-55 日産スタジアム内

(最寄駅：JR横浜線・市営地下鉄新横浜駅、JR横浜線小机駅下車)

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 参加申込：参加希望の方は6月19日午後5時までにFAXまたはE-mailにて「横浜市スポーツ医科学センター応募説明会申込書」(別紙1)を健康福祉局保健事業課スポーツ医科学センター担当にお送りください。

エ 質問の受付

公募要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成27年6月15日(月)午前9時から6月24日(水)午後5時まで

(イ) 受付方法：FAX または E-Mail で「質問書」(別紙2)を健康福祉局保健事業課スポーツ医科学センター担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

オ 質問への回答

質問に対する回答は、原則として平成平成 27 年 6 月 29 日(月)までに横浜市健康福祉局ホームページに掲載します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/ikagaku/ikagakubosyu.html>

#### カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5 (5) 応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：平成 27 年 7 月 1 日(水)午前 9 時～平成 27 年 7 月 3 日(金)午後 5 時

(ウ) 受付方法：健康福祉局保健事業課スポーツ医科学センター担当まで、ご持参又は記録が残る方法（簡易書留等）でご提出ください。（受付期間内必着）

※送付先 〒231-0021 横浜市中区港町 1 - 1

健康福祉局保健事業課 スポーツ医科学センター担当

### (3) 審査・選定の手続きについて

#### ア 審査方法

下記に示す外部有識者から構成される 5 人の選定委員により審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計 3 名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、センターの指定管理者として正式に指定されます。

#### イ 選定委員会

氏 名	備 考
河合 祥雄	順天堂大学名誉教授 等
高橋 正明	群馬パース大学保健科学部長 教授
横溝 三郎	東京国際大学駅伝部総監督
沖野 智子	日本公認会計士会神奈川県会 公認会計士
白井 勇次	横浜市スポーツ推進員連絡協議会 副会長

#### ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について（以下の表の配点は、委員一人あたりの配点です。）

評価項目		配点
<b>1 基本的な考え方</b>		<b>15</b>
1	センターの役割についての考え方	5
2	管理運営に関する基本的考え方	5
3	事業実施に関する基本的考え方	5
<b>2 事業計画</b>		<b>50</b>
1	健康状態や体力に応じたスポーツプログラムサービスの提供	10
2	疾病予防及び治療へのスポーツの活用	10
3	市民の健康づくりの推進	10
4	スポーツ振興、選手の競技力向上	10
5	その他センターで実施する事業	10
<b>3 管理運営</b>		<b>35</b>
1	市民サービス、業務水準の向上について	5
2	危機管理について	5
3	開館日、開館時間の設定とスタッフ配置・シフト	5
4	スタッフに求められる職能と人材育成について	5
5	指定期間中の収支計画	5
6	収入増に向けた取組	5
7	コスト削減に向けた取組	5
<b>4 実績評価(現指定管理者が応募した場合)</b>		<b>10</b>
	S：極めて優秀(協定を大きく上回る)	10
	A：優秀(協定を上回る)	5
	B：良好(協定の下限を保持)	0
	C：不良(協定の下限を満たさない)	-5
<b>合 計</b>		<b>110</b>

※なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定めのある最低基準（7割）を満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財政状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/ikagaku/ikagakubosyu.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成28年1月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを11部提出してください。

なお、写しの書類のうち10部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書(様式1)(横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則 別記様式)

イ 事業計画書(様式自由)

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書(様式2)

エ 団体の概要(様式4)

オ 申請団体役員名簿(様式5)

※県警照会用エクセルファイル(データ)も提出してください。

カ 欠格事項に該当しない宣誓書(様式6)

キ 定款、規約その他これらに類する書類

ク 法人にあっては、法人の登記事項証明書

ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

コ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

サ 税務署発行の納税証明書「その3の3」(法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。)



シ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式7）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

ス 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式8）：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

セ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ソ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

※ 加入の必要がないため、セ・ソ・タのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式9）を提出してください。

チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ 共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「エ 団体の概要（様式4）」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

エー a 共同事業体の結成に関する申請書（様式4-2）

エー b 共同事業体連絡先一覧（様式4-3）

なお、応募書類の内、エ～テの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

#### (5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

営利を目的としない（\*注）法人又はその他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

(※注)「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に関する留意事項について」

(平成15年11月21日 医政総第1121002号)

(一部省略)

#### 記

- 1 地方自治法に基づき指定管理者に病院の管理を行わせる場合の病院等の開設者について  
地方公共団体以外の主体が病院等の管理を委託する場合には、当該病院等において医療を提供している者が医療法上の病院等の開設者となるものであるが、地方自治法の指定管理者制度に基づき地方公共団体が設置する病院等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該病院等の管理運営に係る責任を、指定管理者に管理を行わせる地方公共団体が有するという指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理者に管理を行わせている地方公共団体を医療法上の病院等の開設者とすること。

指定管理者に病院等の管理を行わせる場合において、条例又は協定等により規定すべき事項を参考までに示すと、以下のとおりである。

- ・診療科名
- ・病床数及び病床区分
- ・地方公共団体が関与する仕組み（地域における医療関係者から構成される協議会の設置、議会への諮問等）
- ・医療事故の場合の責任の所在 ・その他病院等の管理運営に関する重要事項

#### 2 指定管理者とすることができる者の範囲について

改正法の施行に伴い、医療法人については指定管理者とすることが可能となったが、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者については指定管理者とすることができないこと。

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

#### ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

センターは厚生労働省より健康増進施設の認定、及び指定運動療法施設の指定を受けている施設であり、その認定・指定条件に沿い、医師の運動処方にもとづき行う MEC、メディカルチェックや体力測定を行い、個人に合った運動や栄養アドバイス等を行う SPS 等のクリニックと運動施設が一体となって行う事業を実施しています。

そのため、共同事業体の形態をとる場合には、共同事業体の構成員全てが、営利を目的としない法人またはその他の団体であることとし、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時までには、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

#### エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### オ 接触の禁止

委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

#### カ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容を変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) 公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式10）」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は健康福祉局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、健康福祉局は指定候補者と細目協議を行い、

仮協定を締結します。その後、市会の議決により指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

## (2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定管理満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

## (3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

## (4) 指定候補者の変更

健康福祉局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することの

できない自然的又は人為的な現象を言う)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時

- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があった時
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなった時
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとする時

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、一般競争参加停止及び指名停止を行います。

#### (6) 鶴見川多目的遊水地について

センターは、国土交通省が整備している鶴見川多目的遊水地を有効利用するために、横浜市が運動公園として整備した新横浜公園内にあるため、日産スタジアム及びセンターの駐車場は、台風等の大雨が想定される時は、閉鎖されることがあります。なお、施設そのものは人工地盤上に建設しているため、洪水時にも利用に供することができます。